



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1480	令和2年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(危機管理・消防課).....	1
1481	一般競争入札による落札者の決定	(災害対策課).....	3
1482	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する指定行事のうち知事が指定するものの指定	(税務課).....	4
1483	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	4
1484	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
1485	〃	( 〃 ).....	4
1486	〃	( 〃 ).....	5
1487	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	5
1488	特定農業用ため池の指定	(農業農村整備課).....	6
1489	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	8
1490	保安林の指定の解除予定	( 〃 ).....	8
1491	〃	( 〃 ).....	9
1492	公共測量の実施	(技術調査課).....	9
1493	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
1494	道路の供用開始	( 〃 ).....	9
1495	道路の区域変更	( 〃 ).....	10
1496	道路の供用開始	( 〃 ).....	10
1497	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10

### ○ 人事委員会告示

12	令和2年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	.....	11
----	--	-------	----

### ○ 公告

	軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	14
	役務の提供等の契約に係る入札参加資格審査申請の受付	(総務事務集中課).....	15

## 告 示

### 和歌山県告示第1480号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和2年度オイルフェンス巻取機等解体撤去業務

## (2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月22日（月）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和2年12月4日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）第3条各号又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から過去5年以内に、オイルフェンス巻取機等の解体撤去に係る契約を締結し、適正に履行した実績を有する者であること。
- (6) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (7) 和歌山県内に主たる営業所を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税分）

ク 役員等に関する調書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 誓約書

サ 2の（5）に掲げる契約の履行実績を有することを証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料又は履行証明書

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者には、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからエまで及びカからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、オ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年12月4日（金）から同月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年12月9日（水）午後5時30分までに和歌山

県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年12月4日（金）から同月15日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、書留郵便により令和2年12月15日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和2年12月18日（金）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

---

和歌山県告示第1481号

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和2年9月25日

4 落札者の氏名及び住所

ユーロテックジャパン株式会社

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

- 5 落札金額  
743,600,000円（消費税及び地方消費税の額67,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年8月14日

**和歌山県告示第1482号**

和歌山県税条例及び和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和2年和歌山県条例第44号）第2条の規定による改正後の和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）附則第31項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、知事が指定するものを次のように指定し、令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事

**和歌山県告示第1483号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071300978	社会福祉法人聖愛会	地域密着型特別養護老人ホーム南山苑	和歌山県伊都郡高野町高野山44番地22	短期入所生活介護	令和2.12.1	令和8.11.30

**和歌山県告示第1484号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800211	重症心身障がい児デイサービス トムテンジュニア岩出	岩出市西国分676-1南2号	児童発達支援	株式会社ジーバ・ジャパン	大阪府阪南市自然田790番地の8	令和2.12.1
			放課後等デイサービス			

**和歌山県告示第1485号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051800 229	児童デイサービス スマイル	岩出市尼ヶ辻40-5	児童発達支援 放課後等デイサービス	スマイル株式会社	紀の川市竹房777-31 9	令和 2.12.1

## 和歌山県告示第1486号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051800 237	サポートセンターらいん	岩出市山田41	放課後等デイサービス	株式会社二四〇	大阪府泉南郡熊取町 七山東909番地	令和 2.12.1

## 和歌山県告示第1487号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーエバグリーンプラス上富田店  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来沖之芝775番7外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 位置 敷地西側  
収容台数 158台（全体収容台数 162台）  
(変更後) 位置 敷地西側及び敷地北側隔地  
収容台数 158台（全体収容台数 281台）
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 位置 建物西側及び敷地北側

収容台数 建物西側 28台

敷地北側 30台

(変更後) 位置 建物西側

収容台数 28台

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 建物東側及び建物南西側

容量 建物東側 6.8m<sup>3</sup>

建物南西側 9.2m<sup>3</sup>

(変更後) 位置 建物東側及び建物南側

容量 建物東側 8.8m<sup>3</sup>

建物南側 7.2m<sup>3</sup>

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時

(変更後) 午前7時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 平面駐車場 午前6時30分から午前0時30分まで

隔地駐車場 午前6時30分から午後10時まで

(6) 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

(変更前) 平面駐車場 3か所（敷地西側 2か所、敷地北側 1か所）

(変更後) 平面駐車場 4か所（敷地西側 2か所、敷地北側 2か所）

隔地駐車場 4か所（隔地南側 4か所）

4 変更年月日

(1) から (3) まで 令和3年6月8日

(4) から (6) まで 令和2年10月8日

5 変更する理由

(1) 及び (6) 新たな駐車場用地を確保したため

(2) 及び (3) 施設の配置変更のため

(4) 及び (5) 来客の利便性向上のため

6 届出年月日

令和2年10月7日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年12月4日から令和3年4月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1488号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定年月日
平池(妻)	橋本市妻字大林348-1、348-2	令和2年12月4日
長池(妻)	橋本市妻字山添227-1、227-2	令和2年12月4日
蓮池(妻)	橋本市妻字古大根436-1	令和2年12月4日
山谷池	橋本市原田字山ノ谷535-1、535-2	令和2年12月4日
大林池	橋本市原田字山ノ谷546-1、546-2	令和2年12月4日
堀田池	橋本市東家字樋之下奥818-1	令和2年12月4日
溜池(市脇)	橋本市市脇字仁王谷570-1、570-2、571	令和2年12月4日
新池(市脇)	橋本市市脇字仁王谷565-1、565-2	令和2年12月4日
三ヶ村池	橋本市市脇字奥山谷652-1、652-2	令和2年12月4日
新池(小原田)	橋本市小原田字中山465	令和2年12月4日
寺池(小原田)	橋本市小原田字薬師垣内269-1	令和2年12月4日
山下池	橋本市小原田字中山490	令和2年12月4日
松森池	橋本市小原田字上垣内454-1、454-2	令和2年12月4日
佃池	橋本市小原田字佃527-1、527-2、527-3、527-4	令和2年12月4日
土山池	橋本市菖蒲谷字奥の谷880-1	令和2年12月4日
古池(菖蒲谷)	橋本市菖蒲谷字西畑321	令和2年12月4日
ヒシ池	橋本市菖蒲谷字西畑280	令和2年12月4日
平三郎池	橋本市吉原字堀ノ内523-1	令和2年12月4日
古善池	橋本市吉原字中大芝1287-1	令和2年12月4日
浦池(鳥坪池)	橋本市野字大谷663-1、663-2	令和2年12月4日
中飯降池	橋本市神野々字下穴伏谷69-1	令和2年12月4日
上平船井池	橋本市橋谷字上平492-1	令和2年12月4日
大池(橋谷)	橋本市橋谷字上ノ段683-1	令和2年12月4日
毘沙門池	橋本市橋谷字上ノ段698-1、698-3	令和2年12月4日
小西池	橋本市御幸辻字西ヶ平659-1	令和2年12月4日
昭和池	橋本市胡麻生字中ノ尾636他6筆	令和2年12月4日
油屋池	橋本市胡麻生字中ノ尾615-1、615-2	令和2年12月4日
新池(胡麻生)	橋本市胡麻生字宮ノ前255-1、255-2	令和2年12月4日
新池(北馬場)	橋本市北馬場字峯ヶ芝291-1、291-2	令和2年12月4日
上池(上の池)	橋本市北馬場字峯ヶ芝336-1、336-2、336-3	令和2年12月4日
下の池	橋本市北馬場字峯ヶ芝338-1、338-2	令和2年12月4日
山本垣内池	橋本市紀見字鷺山191-1	令和2年12月4日
畑尾池	橋本市紀見字鷺山178-1	令和2年12月4日
柳谷池	橋本市紀見字柳谷281-2	令和2年12月4日
にごり池	橋本市紀見字柳谷316-1、316-2	令和2年12月4日
不動谷池	橋本市紀見字備中344-1、344-2	令和2年12月4日
奥池(紀見)	橋本市紀見字備中346-3	令和2年12月4日
三日月池	橋本市紀見字中垣内253-1	令和2年12月4日
新池(細川)	橋本市城山台四丁目26-13	令和2年12月4日
堂谷池	橋本市細川字堂垣内150-1、150-2	令和2年12月4日
新宮池	橋本市細川字新宮25-1、25-2	令和2年12月4日
奥池(細川)	橋本市城山台四丁目21-5、21-6	令和2年12月4日
中野池	橋本市細川字西垣内93	令和2年12月4日
西垣内池	橋本市細川字西垣内70	令和2年12月4日
吉エ門池	橋本市紀見字椿原530-1、530-2	令和2年12月4日
湯屋谷池	橋本市境原字湯屋谷東原601-1、601-2	令和2年12月4日
向井池	橋本市杉尾字堂之本96-1、96-2	令和2年12月4日
里池(隅田町河瀬)	橋本市隅田町河瀬字奥白猪谷648-1、648-2	令和2年12月4日
花岡池	橋本市隅田町中島字松ノ尾981-1	令和2年12月4日
野口池	橋本市隅田町中島字塚穴363-1	令和2年12月4日

源蔵池	橋本市隅田町中島字塚穴369-1	令和2年12月4日
土井池	橋本市隅田町芋生字松ヶ下485-1	令和2年12月4日
土井池	橋本市隅田町芋生字小島345-1	令和2年12月4日
姥谷池	橋本市隅田町真土字姥谷75-1	令和2年12月4日
赤阪池2号	橋本市隅田町真土字赤阪451	令和2年12月4日
私池	橋本市隅田町平野字細野谷583	令和2年12月4日
积迦池	橋本市隅田町山内字天池1534-1、1534-2	令和2年12月4日
円津庵池	橋本市恋野字瀬戸谷2215-1、2215-2	令和2年12月4日
神野池（久保利池）	橋本市恋野字久保利2024-1、2024-2	令和2年12月4日
尾崎池	橋本市恋野字尾崎350-1、350-2	令和2年12月4日
中池（赤塚）	橋本市赤塚字栗林592-1、592-2	令和2年12月4日
あいあい池	橋本市赤塚字栗林599-1	令和2年12月4日
長池（学文路）	橋本市学文路字有岡1550-1、1550-2	令和2年12月4日
弁天池	橋本市学文路字有岡1531	令和2年12月4日
大池（学文路）	橋本市学文路字幡天神1238-1、1238-2	令和2年12月4日
岩壺池	橋本市学文路字西小平86-1、86-2	令和2年12月4日
土居池	橋本市学文路字水木谷989-1、989-2	令和2年12月4日
下土居池	橋本市南馬場字西立石713-2他2筆	令和2年12月4日
蔵垣内池	橋本市向副字蔵垣内218-1	令和2年12月4日
中野池	橋本市向副字東垣内335-1、335-2	令和2年12月4日
しゅうこ池	橋本市横座字瀬ノ奥277-1、277-3	令和2年12月4日
池谷池	橋本市高野口町九重字丸山301	令和2年12月4日
茂エ門池	橋本市高野口町上中字赤阪7	令和2年12月4日
小林池	橋本市妻字古大根417-1	令和2年12月4日
岡新池	伊都郡九度山町大字入郷字中新田309-1、309-2	令和2年12月4日
田迫の池	伊都郡九度山町大字丹生川字赤石9-1、9-2	令和2年12月4日
アンズ池	伊都郡高野町大字西富貴字松岡洞135-1、135-2	令和2年12月4日
新谷池	伊都郡高野町大字東富貴字倉之本600-1、600-2	令和2年12月4日
苗代池	伊都郡高野町大字東富貴字東平1166	令和2年12月4日

## 和歌山県告示第1489号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 新宮市熊野川町東敷屋字イラ原589の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 砂防施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1490号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字笠松397の1、397の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備



## 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第1491号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字小引字田子谷557の6
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 和歌山県告示第1492号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間 令和2年11月24日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

## 和歌山県告示第1493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市宮字宮ノ内105番3地先から同市宮字橋51番1地先まで	旧	9.56 ） 10.03	170.10	
同上	新	9.62 ） 12.77	170.10	

## 和歌山県告示第1494号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

道路の種類 県道

路線名 和歌山打田線

供用開始の区間 岩出市宮字宮ノ内105番3地先から同市宮字橋51番1地先まで

供用開始の期日 令和2年12月4日

和歌山県告示第1495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1053番1地先から同町長谷宮字柳生谷1049番2地先まで	旧	7.13 } 20.74	140.00	
同上	新	13.83 } 27.14	140.00	

和歌山県告示第1496号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1053番1地先から同町長谷宮字柳生谷1049番2地先まで

供用開始の期日 令和2年12月4日

和歌山県告示第1497号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3561	紀の川市打田字小門609番4の一部	紀の川市桃山町元156番地1 船木孝明	令和 2.11.19	6.00	22.75
				5.80	61.50
				11.17	
				5.00	19.88

## 人事委員会告示

### 和歌山県人事委員会告示第12号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和2年12月4日

和歌山県人事委員会事務局長 山本和秀

令和2年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

#### 1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容等

##### <育休任期付職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山A	14人程度	本庁、海草振興局健康福祉部、県立文書館、消費生活センター、子ども・女性・障害者相談センター、工業技術センター、教育委員会等における事務
	和歌山B	1人程度	男女共同参画センターにおける事務
	紀中	2人程度	有田振興局農林水産振興部又は紀中県税事務所における事務
	西牟婁	1人程度	西牟婁振興局健康福祉部における事務
学校事務	紀北	1人程度	県立学校における事務
	西牟婁	2人程度	県立学校又は小中学校における事務
化学	和歌山	1人程度	本庁における環境保全及び公害防止に関する業務等
農業	和歌山	2人程度	本庁における農産物の生産振興に関する業務等

##### <任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間一般事務	和歌山	1人程度	県立自然博物館における事務

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

##### 勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲

和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

## 2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

## 3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和3年1月17日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	令和3年1月26日（火）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和3年2月4日（木）又は同 月5日（金）のいずれか指定 する1日	和歌山市	令和3年2月15日（月）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

## 4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 （択一式）	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（30題） ＜出題分野＞ 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

## 5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

## 6 受験手続及び受付期間

## (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和2年度第2回和歌山県有休任期付職員（資格免許職を含む）、任期付短時間勤務職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせる

こと。

(2) 受付期間

令和2年12月11日（金）午前10時から令和3年1月4日（月）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和3年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山A・紀中・西牟婁） 化学（和歌山） 農業（和歌山）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始
一般事務（和歌山B）		月曜日（休館日）及び日曜日又は土曜日のうちいずれか1日、祝日、年末及び年始
学校事務（紀北・西牟婁）	午前8時15分から午後4時45分まで （小中学校（西牟婁）で勤務する場合は午前8時5分から午後4時35分まで）	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年間

なお、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務 (和歌山)	午後1時25分から午後5時15分までの週19時間10分	日曜日、月曜日（ただし、祝日勤務あり）、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（令和2年4月1日現在）であるが、育休任期付職員については経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山A・和歌山B・紀中・西牟婁） 学校事務（紀北・西牟婁） 化学（和歌山） 農業（和歌山）	154,900円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山）	76,617円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日午後3時から1月間
第2次試験	第2次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和2年10月28日以降無効とする。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 間	交付した県税事務所	紛 失 年 月 日

1リットル券	船舶	和歌山県 1626134 } 1626142	9枚	令和2年5月15日から 令和2年10月31日まで	和歌山県税事務所	令和2年10月28日
--------	----	---------------------------------	----	-----------------------------	----------	------------

※記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

## 公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

令和2年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 資格審査の対象

参加資格要綱に基づき次に掲げる資格審査について申請を受け付ける。

#### (1) 随時審査受付分

令和3年1月1日を基準日とする入札参加資格について、入札参加資格を有すると認められた日から令和5年12月31日までを有効期間とするものを新たに取得するための資格審査

#### (2) 業務種目変更受付分

令和3年1月1日を基準日とする入札参加資格について、その業務種目を変更（増減）するための資格審査

### 2 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び申請書類を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

### 3 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

#### (1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる担当課とする。

なお、申請書類の提出は郵送によるものとし、4に掲げる期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

#### (2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる担当課並びに各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局申本建設部総務用地課及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

### 4 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、令和3年1月4日（月）から令和5年8月31日（木）までとする。

### 5 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

### 6 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

7 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲載して公表する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を有すると認められた日から令和5年12月31日までとする。

9 競争入札等の公示

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲載して公示する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294



別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び担当課一覧表

業務種目		担当課
大分類	小分類	
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	管財課
	2 建築物周辺清掃・保守	
	3 建築物飲料水貯水槽清掃	
	4 ボイラーの運転・清掃・保守	
	5 建築物ねずみ昆虫等防除	
	6 シロアリ駆除	
	7 浄化槽保守	
	8 給排水・換気設備等保守	
	9 冷暖房設備等保守 (ボイラー式のもの「4」による。)	
	10 電気設備等の運転・監視	
	11 電気設備等保守	
	12 音響、放送、時計設備等保守	
	13 有線通信設備保守	
	14 無線通信設備保守	
	15 テレビ電波障害対策設備保守	
	16 中央監視設備等保守	
	17 昇降機等保守	
	18 自動ドア保守	
	19 附帯設備保守	
	20 建具・床等保守	
	21 危険物施設保守	
	22 消防設備保守	
	23 避雷設備保守	
	24 建築物空気環境測定	
	25 建築物等の点検	
	26 建築設備等の点検	

業務種目		担当課	
大分類	小分類		
2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	管財課	
	2 樹木管理・芝生管理 (剪定・殺虫消毒を含む。)		
3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体		
	2 ボート等撤去		
	3 道路凍結防止		
4 警備	1 建物警備		
	2 機械警備		
	3 港湾・空港施設警備		
	4 防犯パトロール		
	5 交通誘導・交通整理・警備		
5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理 (収集・運搬)		
	2 産業廃棄物処理 (中間処理・処分)		
	3 一般廃棄物処理 (収集・運搬)		
6 情報処理	1 システム調査・分析		情報政策課
	2 システム開発・改良・運用・保守		
	3 ハードウェア保守		
	4 クラウド等サービス		
	5 インターネットコンテンツ作成・運用		
	6 データ処理		

業務種目		担当課
大分類	小分類	
7 特殊設備 保守管理 (建築物に係 るものを除 く。)	1 プールろ過装置保守管理	総務 事務 集中 課
	2 遊具・砂場保守管理	
	3 駐車場設備保守管理	
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理	
	5 ガス配管設備保守管理	
	6 道路・河川・港湾設備保守管理	
	7 船舶給水設備操作・保守管理	
	8 空港消防設備消防業務・保守管理	
	9 船舶保守管理	
	10 船舶無線設備の保守管理	
	11 排水・脱臭処理設備保守管理	
	12 海水・雨水処理装置保守管理	
	13 工業用水道施設運転・保守管理	
	14 工業用水道設備点検・保守管理	
	15 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理	
8 機械等保 守管理 (建築物に係 るものを除 く。)	1 分析機器保守管理	総務 事務 集中 課
	2 計測機器保守管理	
	3 医療機器保守点検	
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理	
	5 高圧ガス製造機器保守管理	
	6 機械ボイラー保守管理	
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理	
	8 自定建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	
	9 ガントリークレーン保守管理	

業務種目		担当課
大分類	小分類	
9 運送・保管	1 旅客運送	総務 事務 集中 課
	2 貨物運送	
	3 自動車運搬	
	4 美術品運送	
	5 梱包・発送	
	6 保管	
	7 公用自動車運行・保守管理	
10 企画・広 告・手配	1 メディア制作	総務 事務 集中 課
	2 広告・広報	
	3 デザイン企画制作・写真撮影	
	4 大会・イベント企画運営	
	5 研修企画実施	
	6 旅行手配	
	7 賞状等筆耕	
	8 速記・テープ起こし	
	9 壺花生け込み・貸植木	
11 測定・検 査・調査 研究等	1 環境測定(水質)	総務 事務 集中 課
	2 環境測定(土壌)	
	3 環境測定(大気質)	
	4 環境測定(騒音・振動)	
	5 アスベスト濃度測定	
	6 ダイオキシン類測定	
	7 理化学検査・食品検査	
	8 臨床検査(医療機関外)	
	9 健康診断	
	10 被曝線量測定検査	
	11 調査研究・統計作業(社会経済分野)	
	12 調査研究・統計作業(自然科学分野)	
	13 地形調査・測量	

業務種目		担当課
大分類	小分類	
12 森林整備等	1 森林整備	森林整備課
	2 森林調査(Ⅰ)	
	3 森林調査(Ⅱ)	
	4 森林病害虫対策	
	5 森林測量	
13 給食	1 病院給食	森林整備課
	2 学校給食	
14 リース・レンタル	1 建物リース・レンタル	総務事務集中課
	2 医療機器リース・レンタル	
	3 事務機器リース・レンタル	
	4 電話機器リース・レンタル	
	5 自動車リース・レンタル	
	6 建設重機リース・レンタル	
	7 林業機械リース・レンタル	
	8 船舶リース・レンタル	
	9 資機材リース・レンタル	
	10 白衣類リース・レンタル	
	11 医療基準寝具類リース・レンタル	
	12 日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品・文化財保存	1 美術品保存修理	総務事務集中課
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌害防除	

業務種目		担当課
大分類	小分類	
16 人材	1 相談支援業務受託	総務事務集中課
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	
	4 医療事務受託	
	5 総務事務・軽作業受託	
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	総務事務集中課